[参考資料１] 耐用年数表

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第１「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（一部抜粋)」

種　　類	構　造　又　は　用　途	細　　目	耐用年数
構 築 物	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15 年
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10 年
車両及び運 搬 具	前掲のもの以外のもの	フォークリフト	4 年
器具及び備　　品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	冷房用又は暖房用機器	6 年
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6 年
	2 事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4 年
	5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3 年

別表第２「機械及び装置の耐用年数表（一部抜粋)」

番号	設　備　の　種　類	細　目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10 年
31	電気業用設備	その他設備 （主として金属製のもの）	※17 年
40	倉庫業用設備		12 年
42	飲食料品卸売業用設備		10 年
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13 年

※上の２表は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令　別表第１及び別表第２」を一部抜粋したものです。詳しくは、国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp)などで検索されるか、市役所までお問い合わせください。

※「太陽光発電設備」については機械及び装置、耐用年数 17 年でご申告をお願いいたします。なお、太陽光発電設備は、電力需給開始月を取得月としますので、初回申告時のみ電力会社等が発行する「再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約のご案内」の写しを併せて提出してください。